

◆ 確認申請手数料 (AKC会員)

(1) 基本手数料

(非課税) 単位：円

申請床面積	法第6条の4による確認の特例有りの建築物		左記以外の建築物
	型式 ^(※2)	型式以外	
30㎡以下	5,000	10,000	25,000
30㎡を超え 100㎡以下	10,000	17,000	30,000
100㎡を超え 200㎡以下	15,000	22,000	40,000
200㎡を超え 500㎡以下	32,000	34,000	63,000
500㎡を超え 1,000㎡以下	50,000	----	95,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以下	----	----	165,000
2,000㎡を超え 3,000㎡以下	----	----	265,000
3,000㎡を超え 4,000㎡以下	----	----	320,000
4,000㎡を超え 5,000㎡以下	----	----	370,000
5,000㎡を超え 10,000㎡以下	----	----	530,000

建築設備 及び工作物	昇降機 (型式認定の場合)	18,000/基
	工作物 (名古屋型擁壁に限る)	18,000/基
	上記以外	30,000/基

※1 AKC会員はどなたでもご加入可能です。詳細はお問い合わせください。

※2 建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物。

※3 エキスパンションジョイント等で接する擁壁の場合は分離した数で手数料を算定します。

◆ 同一敷地内に2棟以上の建築物を申請する場合の確認申請手数料は、それぞれの建築物の申請床面積に係る確認の申請手数料の合計となります。ただし、30㎡以下の付属建築物については、主たる建築物にその面積を加えた面積で手数料を算定します。

◆ 計画変更確認申請手数料については、平成11年4月28日付建設省住指発第202号第4-1に示された方法で申請床面積を算定します。申請手数料は、その床面積に該当する(1)の基本手数料を変更ごとに加算して算定します。ただし、当初の確認申請手数料を上限とします。

なお、計画変更にかかる変更事項が、昇降機、工作物の場合は、床面積に関わらず申請手数料は10,000円です。

(2) 加算手数料・減算手数料

以下に該当する場合は、それぞれに定める額又は割合を乗じた額を(1)の基本手数料に加算又は減算します(加減算額の千円未満は切り捨てとします。)

- ① 天空率を用いた場合は、当該建築物の申請床面積に係る確認の基本手数料の20%を加算します。
- ② 特定天井に該当する場合は、当該建築物の申請床面積に係る確認の基本手数料の5%を加算します。
- ③ 構造計算適合性判定が必要な建築物の場合は、審査整合性手数料として10,000円を加算します。
- ④ 省エネ適合性判定が必要な建築物の場合で省エネ適合性判定機関が他機関の場合は、審査整合性手数料として10,000円を加算します。
- ⑤ 一体増築、用途変更、避難安全検証法、耐火性能検証法、防火区画検証法、限界耐力計算法による場合は、それぞれ別途見積もりとします。
- ⑥ バリアフリー法の適用を受ける場合は、当該建築物の申請床面積に係る確認の基本手数料の5%を加算します。
- ⑦ 法第6条の4による確認の特例無しの建築物で、一の建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、当該建築物の床面積の合計に係る確認の基本手数料の30%を加算します。ただし、当該建築物が③による加算対象となる場合は、③の加算はしないものとします。
- ⑧ 法第6条の4による確認の特例無しの建築物で、構造図仕様規定の確認の場合は、当該建築物の申請床面積に係る確認の基本手数料の10%を減算します。
- ⑨ 年間50件以上の申請件数(確認申請)が見込まれるお客様は申請件数に応じた手数料の割引がありますので別途お問い合わせください。

◆ 確認申請手数料（一般）

(1) 基本手数料

(非課税) 単位：円

申請床面積	法第6条の4による確認の特例有りの建築物		左記以外の建築物
	型式 ^(※2)	型式以外	
30㎡以下	6,000	11,000	28,000
30㎡を超え 100㎡以下	11,000	19,000	33,000
100㎡を超え 200㎡以下	17,000	25,000	44,000
200㎡を超え 500㎡以下	36,000	38,000	70,000
500㎡を超え 1,000㎡以下	55,000	----	105,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以下	----	----	182,000
2,000㎡を超え 3,000㎡以下	----	----	292,000
3,000㎡を超え 4,000㎡以下	----	----	352,000
4,000㎡を超え 5,000㎡以下	----	----	407,000
5,000㎡を超え 10,000㎡以下	----	----	583,000

建築設備 及び工作物	昇降機（型式認定の場合）	20,000/基
	工作物（名古屋市型擁壁に限る）	20,000/基
	上記以外	33,000/基

※1 一般のお客様はポイントカードサービスがご利用可能です。詳細はお問合わせください。

※2 建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物。

※3 エキスパンションジョイント等で接する擁壁の場合は分離した数で手数料を算定します。

◆ 同一敷地内に2棟以上の建築物を申請する場合の確認申請手数料は、それぞれの建築物の申請床面積に係る確認の申請手数料の合計となります。ただし、30㎡以下の付属建築物については、主たる建築物にその面積を加えた面積で手数料を算定します。

◆ 計画変更確認申請手数料については、平成11年4月28日付建設省住指発第202号第4-1に示された方法で申請床面積を算定します。申請手数料は、その床面積に該当する(1)の基本手数料を変更ごとに加算して算定します。ただし、当初の確認申請手数料を上限とします。

なお、計画変更にかかる変更事項が、昇降機、工作物の場合は、床面積に関わらず申請手数料は10,000円です。

(2) 加算手数料・減算手数料

以下に該当する場合は、それぞれに定める額又は割合を乗じた額を(1)の基本手数料に加算又は減算します（加減算額の千円未満は切り捨てとします。）

- ① 天空率を用いた場合は、当該建築物の申請床面積に係る確認の基本手数料の20%を加算します。
- ② 特定天井に該当する場合は、当該建築物の申請床面積に係る確認の基本手数料の5%を加算します。
- ③ 構造計算適合性判定が必要な建築物の場合は、審査整合性手数料として10,000円を加算します。
- ④ 省エネ適合性判定が必要な建築物の場合で省エネ適合性判定機関が他機関の場合は、審査整合性手数料として10,000円を加算します。
- ⑤ 一体増築、用途変更、避難安全検証法、耐火性能検証法、防火区画検証法、限界耐力計算法による場合は、それぞれ別途見積もりとします。
- ⑥ バリアフリー法の適用を受ける場合は、当該建築物の申請床面積に係る確認の基本手数料の5%を加算します。
- ⑦ 法第6条の4による確認の特例無しの建築物で、一の建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、当該建築物の床面積の合計に係る確認の基本手数料の30%を加算します。ただし、当該建築物が③による加算対象となる場合は、③の加算はしないものとします。
- ⑧ 法第6条の4による確認の特例無しの建築物で、構造図仕様規定の確認の場合は、当該建築物の申請床面積に係る確認の基本手数料の10%を減算します。